

練馬区「介護保険福祉用具購入費」償還払のご案内

居宅で介護を受ける方が、入浴や排せつのために使用する特定福祉用具等を購入したときは、年間10万円を上限にその購入費の9割から7割を支給します。

福祉用具を購入した時に、一旦費用の全額を支払った後に、練馬区へ申請し、適切な購入と認められた場合、購入費の9割から7割を介護保険から受けることができます。（償還払）

他に、費用の全額を支払うことが困難な場合等は、最初から費用の1割から3割だけを支払う方法もあります（受領委任払）。

（*負担割合について・・・領収書記載日（領収年月日）時点における負担割合を適用することとなります。負担割合は、「介護保険負担割合証」にてご確認ください。）

1 対象者

要介護(1～5)の認定・要支援(1・2)の認定を受けている介護保険の被保険者のうち、居宅で介護を受ける方。

福祉用具の購入日の時点で、被保険者資格を有し、かつ、要介護(1～5)の認定・要支援(1・2)の認定の有効期間内であること。

2 特定福祉用具および特定介護予防福祉用具

別表のとおり。

3 福祉用具購入費の支給対象となる購入費の額

要介護度にかかわらず、1年間（支給限度管理期間：毎年4月1日から12か月間）に10万円まで利用できます。

4 福祉用具購入費の支給申請の手続き

購入に際しての注意点

- ・居宅介護支援事業所と契約している方 介護支援専門員（ケアマネジャー）に必ずご相談のうえ、指定を受けた福祉用具販売事業者で購入してください。
- ・居宅介護支援事業所と契約していない方 指定を受けた福祉用具販売事業者で購入してください。

申請に必要な書類

- ・福祉用具購入費支給申請書（署名、もしくは記名押印が必要）
- ・福祉用具サービス計画書（写し）
- ・領収証の原本（宛名は、利用者（被保険者）のフルネーム、領収年月日を記入したもの。5万円以上は収入印紙貼付、複数購入は各々の品名金額が必要）
- ・パンフレット等（写し）（すのこの購入の場合は、図面や見積も必要）
- ・請求書

申請者本人名義の金融機関口座を記入してください。

申請者本人以外の口座に振り込みを希望される場合は、請求書のほかに「委任状」をご提出ください。

排せつ予測支援機器にかかる申請の場合は、以下の(1)と(2)の書類の提出も必要です。

(1) 要介護者等の膀胱機能にかかる医学的な所見を確認できる書類の写し(以下の1~4のいずれか)

1. 介護認定審査における主治医の意見書
2. サービス担当者会議等における医師の所見
3. 介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
4. 個別に取得した医師の診断書 等

(2) 排せつ予測支援機器 確認調書

福祉用具サービス計画書等に確認調書と同内容が記載されていれば、提出不要です。

申請

- ・ 地域包括支援センターまたは介護保険課へ申請してください。

支給

- ・ 審査の結果、福祉用具の購入が保険給付の対象になると認められたときには、介護保険課から「介護保険支給決定通知書」が申請者へ送付され、ご本人の口座に福祉用具購入費の保険給付金が振り込まれます。

【お問い合わせ】

練馬区 高齢施策担当部 介護保険課 給付係 03-5984-4591(直通)

別表

福祉用具購入費の支給対象となる福祉用具
(特定福祉用具および特定介護予防福祉用具)

特定福祉用具 および 特定介護予防 福祉用具の種目	内 容	
腰掛便座	次のいずれかに該当するものに限る。 (1) 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの (腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む)。 (2) 洋式便器の上に置いて高さを補うもの (3) 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの (4) 便座、パケツ等からなり、移動可能である便器 (水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能なものに限る。)	
自動排泄 処理装置の 交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。専用パッド、洗浄液等、排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。	
入浴補助用具	座位の保持、浴槽の出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。	
	(1)入浴用いす	座面の高さが概ね35cm以上のもの またはリクライニング機能を有するものに限る。
	(2)浴槽用手すり	浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの に限る。
	(3)浴槽内いす	浴槽内に置いて利用することができるものに限る。
	(4)入浴台	浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にす ることができるものに限る。
	(5)浴室内すのこ	浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ること ができるものに限る。
	(6)浴槽内すのこ	浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。 (7)入浴用介助ベルト 居宅要介護者等の身体に直接巻きつけて使用するもの であって、浴槽への出入り等を容易に介助すること ができるものに限る。
簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの(*)であって、 取水または排水のために工事を伴わないもの。 (*)硬質の材質であっても、使用しないときに立て掛ける等により収納できるもの を含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限ら れる。	
移動用リフトの つり具部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること	
排せつ予測 支援機器	利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するもので あって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又 はその介護を行う者に自動で通知するものである。専用ジェル等装着の都度、 消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。	

これらの福祉用具の購入は、それを利用することによって転倒予防、行動範囲の拡大、動作の容易性の確保、介護の軽減等が図られ、被保険者の日常生活動作の困難の度合いが軽くなり、在宅での生活が確保できるためのものであることが必要です。

2つ以上の機能を有する福祉用具は、場合によっては福祉用具購入費支給の対象とならないこともありますので、事前にご相談ください。